

昭和村農地賃借料情報

平成 21 年の改正農地法等の施行により、農業委員会は貸し借りの目安となるよう借り賃の動きについて情報提供を行うこととなりました。

昭和村における令和 2 年 1 月から令和 2 年 1 2 月までに締結（公告）及び変更された賃貸借における賃借料水準（10a あたり）は以下のとおりとなっております。

この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約時の参考として提供するものです。あくまで参考であり、貸し手と借り手の双方の話し合いの中で賃借料を決めてください。

田（水稲）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
下中津川	5,880	5,880	5,880	23
小中津川	4,830	4,900	4,410	7
両原	4,000	4,000	4,000	4
大芦	5,000	5,000	5,000	21

田（そば）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
中向	6,300	6,300	6,300	5

畑（そば）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
矢ノ原	5,000	5,000	5,000	1

田（かすみ草）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大芦	5,131	5,131	5,131	1

畑（かすみ草）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小中津川	10,000	10,000	10,000	5
矢ノ原	9,121	10,000	5,605	5

※ 10a あたりの賃借料を取り決めたものみのデータです。

※ 1 カ所（複数の筆）あたりの賃借料を設定したデータは含みません。

参考情報

令和 2 年の利用権設定は使用賃借を含め 103 筆あり、そのうち、中間管理事業法（中間管理事業を活用した賃借）による利用権の設定は 60 筆（約 58%）ありました。

令和 3 年 4 月

農業委員会の定例会は毎月 20 日前後を予定しています。利用権設定等の申し出は、毎月 10 日までに農業委員会事務局までお願いいたします。